

〔史料紹介〕

せきやどの紀行 全

林

保

まえの縁しある薄井氏のたらちめは、下つふさの葛飾郡関宿なるうまれにして若かりしより、江戸え稼しづき給ひしかば、ゆきかひ路邊なるまま心にもませぬことにぞありける、六十あまり四の齡ひ、つみぬればいそのかみふるき里の甥姪なんどにも今一度の逢うことものがなと、よきことにはみせくなれど、伴ふぬさもなければ、徒らに、月日を過ごしてはよと、語り給はるに、不意にはあらぬことなれど今行かぬ道しなれば、みまほしくいざやまたんとうけかひぬ。文政十三年閏三月廿五日の夜まろが家にやどり、天明くるころ連れ立ちて、東叡山の麓を巡りき、坂本も過ぎ、辰の上にぞ千住の驛につきて、茶店に休らひぬ、柳原新五郎といふ、ここより草加の驛までは、公に記される物には二里八丁といへど、まことは三里四丁十二間となん、小右衛門新田島根の村には田面いと広くづけり、中の細き道を往さ来るさの荷負ふ人馬の絶ゆて、たどりぬるもわりなき心せられ、苗代水に鳴蛙譁く竹の塚村にも入りぬれば、民の家居つづきて末に石橋を渡せり、左かたに開運正八幡宮と右に鑄丁とあり、文政九年に作れるよし、島根村を過ぎぬるに茅屋の

池に藤の花さかりなるを見て、よめる、行く春のこれや名残りの色なるを、人めにたてし池の藤波、かくて保木間村にも入りぬるに、苦しみし板も朽ちはてて、僅かに根の残れる端、籬をめぐらし鳥居を建つ、口の裏のなやみあるもの願いをかくれば、とく癒とそれのかなひぬれば、楊枝てふものを納むとぞ、これは墓のしるしに種しものにて、手ふだとなれば、誰人を葬ほうりしか定かなくて、小宮氏のみ言ひ傳へたり、けふしも陸奥の盛岡の城主の嫡子江戸へまかられ侍るとて供の人々つづき來り、道もせに馬物の具をもて運ぶぞ、いともいとも煩わずらわしくおはしけり、瀬崎村といふ東のかたに松の森ありて、小高き丘に仙元の宮を西に向けて建つ、二間四方ばかり、村の産神とぞ、傍らに善福寺といふ寺あり、本堂は九間四方ばかり南に向へり、真言宗にて西新井村の總持寺の末なり、已の過るころ草加の驛にぞつきぬ、宿の長さは六丁にして南より北え渡り、南を上として次第々々家数は八百軒ばかり、御代官は中村八太夫のあづかれり、本陣は清水利兵衛、脇本陣は丸屋八三郎といふ、壱丁目の茶店に休らひぬ、池田屋長右衛門盛岡の嫡子の通行ありしが、長柄鎗物具、なんとはなばなしく、供奉の家士も多く、いと厳にぞありける、六丁目に東福寺といふ真言宗の寺あり、これよ

り壱里在の蜜蔵院の末寺なり、また五丁ばかり西え入りて、南曾根村に宿の産神氷川明神の社あり、社地は森の中なりと東福寺の持なり。草加より越ヶ谷まで二里のうち八丁たらずといふ宿の行く末に太神宮の御社あり、三間四方ばかり南向、棟梁に花鳥の彫物をなし前に丸木の鳥居をたつ、柱の間は九尺も有りぬべし、右へ折れて橋あり、長さ八間斗り、これより道直にして南北へ十二三丁あり、左右に松の並木あり、東は綾瀬川の流れて、北の方は、悪水を落せる堀あり、蒲生村も同じづきにて、民家立つなり、間は綾瀬川を見て、末に六間ばかりの土橋を渡し、同じ川を西へめぐらしたり、また東に溝ありて五六十を経て元の如く小さき土橋を渡し、西に曲る、村の末なる道の東に小径あり、大相撲不動道二十八丁と石に彫りたり、同じ並びに清蔵寺といふ真言宗の寺あり、蜜蔵院の末也、西に木立あり鳥居をたつ、民家に聞くに正一位志さい大明神と答ふ、如何神にや文字もしらず、登戸村三村新田の縄手を越て、午の下りに越ヶ谷の驛につきたり、宿のうちの町々は新町六丁、仲町二丁半、本町二丁半、大沢町三丁ばかり、中村八太夫の御代官所なり、粕壁え三里といふ、新町の東に観音堂あり、並びに照蓮院といふ、真言宗にて、小金原金剛寺の末也。五石の御朱印を給ふ、同じ町の西酒店（仲屋五郎右衛門）に昼餉をなしける、家内清しく出番を帳付たり、清風亭とぞ、額をかく木彫の書なり、はるばる越しまま老いたる人はさぞなど、余も疲れたれば思ふ折りから、もどれ馬のありしまま、雇てともにうちのりて行たり、この驛までは十とせ餘りの比來たりしが、いと賑わひて旅の宿りには、戯女ありて粧ひかざり街にさまよひなどしていしに、近き比、公より咎もありて壱人もなく、物さみしくおわしけり、大沢丁の半ばに古利根川ありて、橋を渡せり、長さ七間程西の方は大房村にて、桃を多く種ゆ、花の比は江戸よりも、人湊り來たれり、余もみに越しことありしが、むかしとはなりぬ、ここより先は初めて來し處なれば、めざましく覺ゆれ

ど、馬に乗ることなれば筆もとられず、道すがら馬乗男に聞きしを覺へることなれば、所の名なんどは、たがひやしるらんと思ひぬ、大林村は西に當れり、桃木許多あり、花さかばさぞやと見渡されたり、大里村の左に石をたて、野嶋地蔵の道と彫りたり、ここよりは壱里又岩槻え貳里半とあり、麦ある畑を過ぎぬるに、このほとりはよ所に増りてよく生ひてける、下間久里村に入たれるに出羽の本庄侯の昼夜みにて、民家に家士多く湊りたり、物の具なんと勇々敷くみえしかば、馬より下りやせまじと思ふに、さきに立ちさりしゆへ、いそぎて過ぎぬこは立場にして小家まばらなり、鰻の名物にして戸毎に蒲焼きをなし、往来の人に商ふ、大枝大畠の村々を過ぎ備後村にいたれる、東の方遙かに堤を隔て古利根川をみゆる、壱貳丁のうちなり、同じ方に松の生し高き山あり、天満宮をいつきまつれりとなん、安養寺といふ寺あり、少し行きて杭をたつ、是從り北伊奈半左衛門御代官所日光道記したり、光明寺と云ふ真言宗の寺あり、末のころ粕壁につきたり、宿の長さ十八丁のうち、下宿三丁、泊屋三四十軒ばかりのうち、高砂や・松やなどいふは家居広き新々田三丁三枚橋三丁、新宿三丁中宿三丁、上宿三丁入口は南北の通りにて壱貳丁を越して西へ曲がる、本陣（大澤栄藏）也、泊屋に宿かりましと思へどまだ日も高ければ、老たる人に語りぬるにさまで疲れの色にも見へず、今しばしになりぬれば、とく故郷え行まほしと云たるまま、緩々と養ひてまかりぬ、宿の末驛に朱の山門の見ゆ、最上院花林寺と号する真言宗の寺なり、御朱印十三石を賜ふ、同じ邊に明樂院・玉藏院・普門院・成就院なん云ふ寺有り、何れも最上院の末寺也、ここを寺町といふ千乘院と云ふ本山の修驗寺あり、高札場を右へ折れて橋を架す、十五間ばかり、古利根川なり、酒肴商ふ家五六軒あり、大いに賑はひぬ、西へ折れて行く、右に杭を立つ、従是北山田茂左衛門御代官所、日光道小淵村と記し、壱丁ほど先に追分あり、石

を建て、北は日光海道、東は関宿への道と彌りたり、これよりは道幅いと細くして、人の往来もなく物さみし、畠に麦の緑をしき田は耕す農夫もなく、やや行先は本郷新田の内鍬崎村と云ふ、右に用水堀あり、堤の上を傳ひて蓮沼村にかかる、この道は東西に通り、川幅八九間の流れ二つあり、一つは安戸落しと云ふ、壱つは蔵松落しといふ、末は新川へ入るとぞ、田の畔を曲がりて、南北への道を行くに、竹藪生繁りてくらき道なり、寸羽並村なんといふ村を越えて、一ツ家村につきぬ、ここは立場なれども茅屋二三軒ありて、いぶせきさまなり、老たる農夫の菓子を商ひ、いささかの腰かけを居たり、ここに休みしに給に（小林与八と云ふ）すすほり薬灌にて煎じ出したる茶は、順に忍ばねど、疲れにのぞみ、渴きぬるまま喉を潤しぬ、しばらくして立出づ、この村十二三町道にかかり、東川村は十四五町、杉山村十丁ばかり、是より惣新田といふ八ヶ村を越して、堤の上に出ぬ、利根川のさまで遠からざるを知りつ、左の方ひきく麦の島を隔て、林の内に寺の見ゆ、中嶋村にいたりぬれば左に折れて、東西に堤ミ通りて、是を五六丁行て、小笠の繁き道もなき堤を右へ下り田の畔をつたひて、稻荷の社の後ろに出づ、社は九尺四方南向、東の方に大なる木の鳥居を建つ、これを出て、堀を廻り壱丈餘り大なる堰あり、ここをのぼれば利根の川端なり、堤の上を右へ廻りて漁家五六軒あるらし、路に入りて望るに、向かひなる岸は本町の内、行人河岸にてここは老たる人の故郷なり、名を庄兵衛と云るまま、しばし立て呼ぶに川巾広くして聞へず、余も二声三聲高らかに呼べども、聞こえざりければ、小舟に棹さしたる若き男の立ちけるをたのし、渡しまいらせんと、こぎよせぬままのらんとするに、覆もする有様にて懼しくやうやう老たる人をのせて余ものれり、流れ急にして棹さす間に流されもやせんと覚え、危ふきことぞかし、舟は木の葉を浮かべしやうにて、波にさからはず、中に出たり、ふたひろ餘りなる棹もたたず、やうやう向河岸の筏にぞつきけ

れば、これを傳ひてのぼらんとするに沈みて、足は水に入る、筏士の横に渡せる板をえらみ渡り給へと云ふまゝ、この言葉に従ひ辛ふじて岸にのぼりぬ、この家は縁あることなれば、とく立ち入りて案内するに日はくれて、面影も定かならざれど、聲を聞きて人々立ち出で、こよのふ歎びぬ、余もいらへしつつ、草鞋なんだぬきて、端居をしたりけり、主はけふ江戸へ行ぬとて、妻と娘とねもごろに、旅の疲れなどなぐさめてければ、村の男女もうち戻りて入りぬ、鄙のさまあさましく、人も出ぬ余も心ぐるしきことぞ多かりける、浴やし給はば、向ひなる堤の下に、風呂屋おわしぬと、十餘りなる男子に導かれ見るに、村の男女もうち戻りて入りぬれば入りしが、湯ぬるくして身も振へぬ、主は（平次郎と云ふ）七十に餘り聾にて焼いたきてよといへど、聞えもやらずせんすべなく、宿に帰りぬるに、夕餉もまめやかになし、温鈍麵をこしらへて、粉味噌汁とて胡麻すりて味噌に加えしなれば、江戸にてはせぬことにて珍しく覚えぬ、こここの名は鶴田庄左衛門とて古き家なるよし、住居は座敷八畳をしき、次の広も同じく、其外伏屋などありて、勝手の土間も広く、近き頃再び回録の災いにかかりて、仮家にて狭しと云へり、去年の八月の洪水には、床の上につきしこと壱尺ばかりにて、壁などを損せしも、水かさは二丈八尺増れりとぞ、座敷は西へ向て川を眼の下に見やり、あすは臥ながら景色を見給へとて、酒など出し独り酔ひしますにやすみぬれど、旅の宿りのいねかねてるをよめる。
さす棹はとどかぬ川の深き瀬を

いく里も流れ渡る小舟の浪にただよふ

つなぎなす丸木を宿と筏士の宿

海にも浮かぶ思ひなるらん

夜もすがら眠れば覚へて独りぬる
枕につとふ利根の川浪

霧立ちてつづく堤に夜がくれば
白きは川の流れなりけり

夜もほがらかに明け渡りぬるまま起き出て川岸の筏にのり、面洗ふなぞしてけるに、一ときは目覚める心地し、旭の清らげく、浪のうねうねかがやきて、丸木に腰うちかけ、しばし見るに、景色言葉にも述べ盡くしがたし。

うち寄せる浪の間々に、霧こめて朝日かがやく利根の河つら、筏は杉、檜、櫻、桜などさまざまの木をつなぎ長さは二十四間なるを四つも並べて、板もて屋をつくり朝餉などの火焼いていたり、何れより来たりしと聞くに年歳たる男のいろふ（答）に、日光の御山より七里東のかた上小倉村よりこぎ出したり、そこは三千石の御神領の地にて、庄屋は（清之丞）と云ふ、大谷川の下流なる小林村小倉村より一里半を隔つる廣間木村と云ふ、御神領のうちの川に落合て末は絹川（マツカワ）に入る、これの川を二十六里下りて、利根川を六里のぼり、三十六里の水路を渡りてここにつきぬ、日数は幾日とも云へりもなく、風のあしき日はつなぎて過ごしぬ、この比はさまでらくもなけれど、雪の日氷をはりて川へ入り、寒き夜をこの上に明かしこれを業となすと、身にもつらく覚へぬといふ、この荷主は太左衛門と云ふ、昨夜貰金七拾両に商ふてければ、けふ（今日）は心安くまかりぬなど物語ける間に朝餉の出来しまま、とく帰れと宿より手を打ちて呼びぬるまま立ちさりぬ、ここに住う魚の三寸ばかりなるをやまべと云ふ、江戸に見ぬものなり、これを煮て飯にそへたり、味もさまであしからず、飲食もすみしかば近き邊りを見んと告げし小児に案内させんと云へるままやうやう云ひすかして独り思ふままに立ち出たり、

城下町は江戸町・臺町・元町・向河岸を合て関宿と云ふ、下総国葛飾郡下河辺の庄桜井郷なり、元町と云ふは東西え通り三十ばかりの處なり、民家疎にして南に堤あり、利根川にそひてけり、ここを行人河岸といふ、元町の内の小名なり、民家十四

五軒もあるべし、堤の上に富士浅間の祠東向なるあり、この下に大日如來の堂をたつ、丈三尺餘を安置す、二間四方東向立つ続きて室あり、道心一人居る、良正寺といふ、相州鎌倉東長院の末なりと、鰐口は文化三年鑄造餘地三畝なり、北の隅に石大日如來小堂・稻荷祠有り、並びて建つ、傍らに古碑を二つつらね青き板石なり、高さ三尺五六寸と、二尺八寸、丸き裏に梵文を割一行に五ツ三行あり、中に二行に小字を彫りし跡見ゆれど定かならず、壱行もこれに同じ、この後は池の如く水をたたふ、土人に聞くに、堤の欠を補ふ土を取りあとぞ、本町（元町）のうち末によつて吉祥寺と云ふ寺あり、清淨山と号す、時宗にて本山は相州藤沢宿清淨光寺也、本堂は北向七間四面、本尊は阿弥陀如來丈三尺斗り、弘法大師の作、開山は一遍上人と云ふ、院内除地一町餘り、古関宿の城主は北條家の臣築田河内守居住せり、その比より城中六時の太鼓の役を此寺より勤めしかば、氏康より扶持並香油錢を賜ふ、其後御當代になりても、先規のごとく城主より時の太鼓をうたしめ給ふ、寛文九年板倉隱岐守居城のとき、太鼓を改めて釣鐘となし、米拾石に二人扶持と定められしより、今以つて右の料を以つて時鐘の役を勤む、二人を雇ひて城中え遣し置くと云ふ、鐘はその比鑄しものなれば、異なる状にもなく円径二尺五寸斗りと北條氏康よりの文書五通を藏す、何れも朱の虎の判あり、年号は無く干支のみあり、乙亥十一月十九日・丁巳十二月十一日・戊寅十二月七日・卯十二月廿日・庚寅十二月十九日皆同じ書振なり、最早（初）の壱通を寫しぬ、一、四貫二百文、太鼓堂香油錢、一、三貫文給、一、貳貫四百文二人扶持、以上九貫六百文、右亥年給扶持並香油錢被下候佐枝恒前より可請取者也、仍如件、乙亥十一月十九日、吉祥寺とぞ月日の上に朱印を押したり、國家安康の印すなり、また慶長七年松平甲斐守家来よりの文書あり、一、関宿御城六時の太鼓役出家走り廻り候、就之四万石御領内勧進物之儀被下候、於郷中名主定使可申付候、夏秋両毛無家郷可出候旨依

之被仰出状如件、慶長七年壬寅五月廿日、平野又左衛門印・木小左衛門印・坂邊甚左衛門印・金田韌負印吉祥寺と記す、先年出火して堂塔鳥有せり、城主より免許あり、領中の勸化して建立せしかと、いまだ全く普請ならず、鐘は鳥居の如く二本の柱を立て掛けたり、寶永三年丙戌天應鐘下總國葛飾郡世喜宿元町清淨山吉祥寺廿代相阿長悅誌序あれど略す、銘詩あり、略す、此の向こうに雲谷寺と云ふ寺あり、清流山と号す、淨土真宗江戸浅草本願寺末、門両様作柱間九尺南向本堂八間四面立像阿弥陀如來三尺斗りを安置す、門内右に鐘堂有り、延享二年の鑄造序銘略す、堂玄関など近き普請にて清らに見ゆ、門前に小庵あり、老僧坐せり、町の中南側に香取の神社あり、二間四方北向鳥居柱間九尺なるを建つ、鎮守なり、同じ並びに名主野村作兵衛住居す、前に高札場あり、札四枚を掛く、凡て五個所に立つ、城の大手裏門壱町、渡しは関所也左にしてしるしぬ、條々一、毒薬並にせ薬種売買の儀彌堅制禁候、若於商売仕は可被行罪科、たとひ同類たりといふ共、訴人出候輩は急度御褒美可被下事、一、にせ金銀売買一切停止たるべし、自然持ち來たるに於ては、両替屋にてうちつぶし、其主へ可返候、並はづりの金銀、にせ金銀は金座銀座へつかわし可相改事、附、にせものすべからざる事、一、寛永の新錢金子壱両に四貫文、勿論壹分には壱貫文、御領私領は年貢収納等御定之員數たるべき事、一、新錢之儀いづれの所にても御免なくして圓不可鑄出事、違犯の輩有り候はば可為罪科事、附、悪錢・偽錢・古錢此外撰べかるざる事、一、新作の慥ならざる出物売買いたすべからざる事、一、諸色の商売盛り一所に買置しめ商ひ、或は申し合はせ、高直にいたすべからざる事、一、諸職人申し合はせ作料手間賃等高直にすべからず、惣而誓約をなし結党儀可為曲事事、右條々可相守、此旨若違背之輩於有之者可被嚴科者也、仍下知如件、天和二年五月

木小左衛門印・坂邊甚左衛門印・金田鞆負印吉祥寺と記す、先年出火して堂塔鳥有せり、城主より免許あり、領中の勸化して建立せしかど、いまだ全く普請ならず、鐘は鳥居の如く二本の柱を立て掛けたり、寶永三年丙戌天應鐘下總國葛飾郡世喜宿元町清淨山吉祥寺廿代相阿長悦誌序あれど略す、銘詩あり、略す、此の向こうに雲谷寺と云ふ寺あり、清流山と号す、淨土真宗江戸浅草本願寺末、門両様作柱間九尺南向本堂八間四面立像阿弥陀如来三尺斗りを安置す、門内右に鐘堂有り、延享二年の鑄造序銘略す、堂玄関など近き普請にて清らに見ゆ、門前に小庵あり、老僧坐せり、町の中南側に香取の神社あり、二間四方北向鳥居柱間九尺なるを建つ、鎮守なり、同じ並びに名主野村作兵衛住居す、前に高札場あり、札四枚を掛け、凡て五個所に立つ、城の大手裏門壱町、渡しは関所也左にしてしむ、條々一、毒薬並にせ薬種売買の儀彌堅制禁候、若於商売仕は可被行罪科、たゞひ同類たりといふ共、訴人出候輩は急度御褒美可被下事、一、

一、忠孝をはげまし、夫婦兄弟親類にむつまじく召し仕候者にいたる迄、憐愍をくはふべし、若し不忠不孝之者あらば可為重罪事、一、万事怠りをいたすべからず、屋作衣服飲食等に及ぶ迄儉約を可相守事、一、以悪心或いはいつわり或は無理を申しつけ或は利欲を構へ、人の害をなすべからず惣じて家業をつとむべき事、一、盜賊ならびに惣党の者有之ば訴人に出べし、急度御褒美可被下事、附、博奕堅令禁制事、一、喧嘩口論令停止候、自然有之時其場へ猥りに不可出向、又手負いたるものをかくし置くべからざる事、一、被行死罪有之刻被仰付出候外不可馳集事、一、人商買禁止候、年季に召仕下人男女共に十ヶ年を限るべし、其定数を過ぐは可為罪科、附、譜代之家人又は其所に往来も他所え相越在付妻子越も令所持、其上科マツコ科なきものを不可呼返事、右條々可相守候、於有之違背之輩者、可被處嚴科旨所被仰出也、仍下知如件、天和二年五月日奉行

きりしたん宗門は累年御禁制たり、自然不審成りの有之ば申し出ずべし、御褒美として、バテレンの訴人銀五百枚、イルマンの訴人銀三百枚、立かへりの訴人同断、同宿並び宗門の訴人銀百枚、右之通り被下候、たとひ同宿たり共かくし置き他所よりあらはるるにおいては、其の所の名主并び五人組迄、一類共に、可被處嚴科者也、仍下知如件、天和二年五月奉行、右之趣被仰出候間領内之輩堅可相守者也、長門

何事によらず、よろしからぬ、さる事に、百姓大勢申し合せる
を徒党ともとなへ、徒党してしひてねがひて、くわだつるをご
うそといひ、あるひは申しあはせ、村方たちのき候、てふさん
と申し、前々より御法度に御條右類之儀これあらば、居村他村
にかぎらず、早々そのすじの役所へ申し出べし、御褒美として
徒党の訴人、銀百枚、告訴の訴人同断、てふさん（逃散）の訴

人同断、右之通り下され候の品により、帶刀苗字も御免あるべき間、たとへ一旦同類に成るとも發言いたし候者の名まへ申出るにおいては、その科を御ほうび下さるべし、一、右類訴人ははらせらず、一人もさしいたざる村方これあらば、村方にても百姓にても重ものにとりしずめ候ものは、御褒美銀下され、帶刀苗字御免さしつづき、しづめしものこれあらば、それぞれ御ほうび下しなかる可き者也、明和七年四月奉行、右三枚の札は同時に出来しままにて、文字は高くなり木目出たり、墨は追々さしたものと見ゆ、元町の東の方に内町といふて、十八軒の民家あり、ここに國府臺の總寧寺の跡あり、広くして今は田畠民居となりにけり、行人河岸のつづきの堤上人家のつづきたる處を内河岸といふ、三丁ばかり、江戸町の内なり、北の方壱丁ばかり田を隔て大きなる森あり、熊野神社壱間四方東向き八九畝有り、壱丁ばかり行きて、堤の下田の畔に、觀音・十九夜供養塔高さ八尺斗り、上に觀音の石像を安ず、臺石に文化十一年日戌九月下總國葛飾郡関宿江戸町と彫る、並びて庚申供養塔を建つ、五尺斗り、寶曆十二年壬子三月吉日とあり、又、青面金剛四尺斗り下總州下河邊庄桜井郷関宿内河岸文化五戊辰歳三月吉日と彫りて立つ、城を向く、宿内堤の上、町の辻々、田畠の畔、寺社の前なぞなぞ、如此石塔を立つ、類も多く、他處に増れり、煩わしければこれにてやみぬ、川を隔て南は中島村と向河岸の下との接地なり、北村藤藏と云ふ者の蔵屋敷見え、おのづから一つ町になりて、東北へ通り三町餘り軒をつらね、長き土蔵四つ五つを建て、前後は杉の森ありて、川を背にあつれば、火災の悉くぞなかるべし、向河岸は上下と別れぬれど、大なる家あり、戸毎に土蔵を建つるべし、船着きなれば江戸の如き賑ひ、呉服屋・干鰯問屋・其の外様々の商人有りて何にたらざることなき處なり、川を隔てぬれば、武藏なるべけれども、久世家の城下町なりと、北よりに渡し場ありて御関所を構ふ、

川に臨みて番所を建つ、拾五六間斗り縁類を廻らし幕をかけ士八九人列座し、往来をなす旅客を改む、前に鎗を並べ立て、熊手をも備ふ、小さき番所二つを河岸に建て、足輕の者三四人にて、通船の手形請取り、船中の荷物を改む、いと厳にぞ見渡しぬ、こなたの船着は左右高く一筋の道を登りて、江戸町入り口西に向き建つ、江戸町は、東西へ三町通り、左右に阿葉稻荷の小祠あり、城の大手は北側の取付、高札を建つ、松の木を種ゆ、十間斗りの堀あり、瓦の屋根にて脇に板を打ち、左より五間程出して、三間ほど内へ引込て右より五間餘り同じ堀あれば、内は更に見え透ひ、のぞき見れば一丁ばかり先に、高くして門を建つ、板の間二間ほど左にくぐりを付け、さらに城の景色はなしけれども邊に樹木のたちつづきぬれば、奥深く覺へり、土人に聞くには是より内二丁ほどにして、から堀大手の門ありと、本丸・二丸・三丸矢倉備り、平なれば外より顯はには知れず、奥行はさまでひろくはあらざれど、表は台町の末にいたりぬれば七八丁もあるべし、利根川よりは内の様と見ゆと云ふ、古は北条家の土築田駿河守居住し、御当代になりては、慶長七年の比松平因幡守同甲斐守同大隅守寛永十二年の比小笠原左衛門佐同十一年の比北条出羽守、明暦の初牧野内匠正同佐渡守、寛文九年板倉周防守同阿波守同隱岐守、元和三年新庄隱岐守・久世大和守同出雲守、寶永三年の比牧野備後守同備前守、明和七年の比久世家え渡り、安永三年より同国佐倉城主堀田相模守御預りとなり、其後久世家え渡り今は長門守居城なり、時の鐘は吉祥寺より相勤めり、向ひの方に門あり、柱間九尺ばかり福壽院といひ、大悲山と号す、新義真言宗下野足利慶音寺末なり、境内除地二丁一畝ばかり、開山詳らかならず、開基は慶長の比久世甲斐守と云ふ、本堂は九間半に七間西向、不動尊丈三尺なるを安ず、鐘堂本堂の南にあり、円径二尺六寸、元録十六年癸未七月法印慶有鑄造せり、序文に十有一世現住慶有先住慶見の志

を繼て造れるよしを記す、堂の西に小池あり、石橋を渡し松樹たてり、小高き處に觀音堂を建つ、十一面の像を安ず、南向三間に三間半迎背作り、四国四十四番豫州管生山の写し猿島順禮第一番目なりと額にあり、後は墓所なり、中に梅蔭三丙の墓あり、向河岸六斎船の問屋木村清兵衛と云者の併にて文四郎といひ、文化四年八月廿六日歳十九に傳ふ、詩三首俳諧の詩を彫りたり、田舎には稀なる者なるべきも夭折憐れむべし、幽居の一首を写す、一通風塵詠紫烟、白雲常鎖竹林座、山中誰識幽趣、日々高韻詩百篇、辭世発句、秋の夕べ蝶の羽すでに清くなり、南の田間を右へ廻り、香取大明神社あり、拝殿六間に三間、二間斗りの廊下ありて本社なり、五間に六間東向内に九尺四方の宮居を作り、鰐口元文三年に鑄しなり、古絵馬あり、寛保二年狩野梅口一人羽川弥重写、又花見の図・武者の図何れも大きさ六尺なり、二三枚あり、神輿堂本社の北に並びて立つ、二間に三間同じ向、鳥居は廿間斗り離れて立つ、柱間二間赤く塗りたり、社地三畝餘り江戸町の鎮守なり、又城の並びに酒店餅食などあり、小店つづけり、名主は會田久兵衛とぞ、別當は社の後ろにあり、觀音院とぞ、香取山と号す、福壽院の末不動尊丈二尺五寸斗り、平屋にて四間に三間半、南向壹畝地なり又町の末南側に不動院八幡山と号す、門前に新四国第四十五番関宿不動院と石を立つ、樓門五間に三間北向金剛力士の像六尺斗りなるを安ず、四十間斗りを去りて石階九級七級三級を登り不動堂あり、三間四方彫物彩色にして莊嚴なり、額六尺に三尺程、明王殿と廣運書と筆書なり、領主久世長門守の書かれしとぞ、西につづきて本堂あり、五間四方大日如來を安ず、この寺古は元町ありしが、元祿の比此處に引れけると、開山開基詳らかならず、境内五反ばかり、除地真言律にて、京都醍醐山の末と云ふ、樓門の西に地形土持供養塔と云ふを建つ、高さ壹丈三四尺斗り、人々の人名を彫りたり、町の末北に松の樹あり、三王稻荷社あり、鳥居を建つ、南向なり、南へ折る處を新町と云ふ、江戸町

のうらなり、右に八幡社あり、三間四方東向鳥居は往還に立る、清信寺と云ふ寺あり、小さき松の並木に入る、淨土宗にて飯沼願養寺末、本堂八間四方北向本尊丈四尺斗り、釈迦如來、觀音、勢至・脇士あり、四国四十七番豫州八坂寺の移しなり、寺の角西に金比羅の社あり、東向二間四方、是より東へ田の間を経て臺町にいたる、ここを上町と云ふ、左に薬師堂あり、二間に三間の南向、藥王殿と扁ず、石の常夜灯を建つ、高さ壹丈程、虛空藏の石像丈三尺斗り、臺座八九尺、元文三年戊午十一月十三日と鐫りたり、南の方に往来を隔て稻荷の小社あり、西向、同じ並びに昌福寺と云ふ真言宗の寺あり、江戸本所弥勒寺末、本堂八間四面東向住持は薩州より来たり老人のよし、所化の居れども頑愚なれば、山号だに知らず、北に竹の垣あり、これは城の外廻いなり、裏門柱の間二間ほど、左にくぐり有り、南向三つ道具を建て、小さき番所あり、左に高札を建つ、門前南え三丁斗り両側に民家立ちづき則ち臺町とぞ、この通りを上下と二つに呼びぬ、江戸町よりは道幅広くして町並よし、午の比上町の酒店（林屋善助）にて昼餉をなし、饅頭を料理せり、壹里半北の長井戸村の溜井にて取りて持来ると、しばし休みて出づ、西側なる下町の宗英寺にいたれり、大門長さ壹丁餘、松の並木あり、末は麦の畑なり、中門両様柱九尺東向、觀照山と行書にて書し、東臯心越書三尺に六尺餘り筆力健勁にして熟視すれば立ちざりがたし、本堂は十間四方、釈迦如來、丈一尺ばかりを安置す、篆書にて宗英寺と篇ず、洞山三十五世東臯心越書とあり、これも優美にて宗洞宗にて、國府臺宗寧寺の末なり、開山は總寧寺十七世骨山徹了和尚なり、開基は松平因幡守なり、名を宗英と言ひ給ひしかば寺号となせり、門の西に鐘樓二間四方高さ三丈ばかり、寛文十二年壬子十月鑄造せり、銘は前永平寺当寺現住智恩誌せり、文の中に開山に百山堂塔を創建せし後荒廢する故、勝國鐵尊あとをつぎて願ひを企て、檀越に請て修復し、白峰老人といふものも建立せりと云ふ、堂内の半鐘は安

永五年法林の代に傳しなり、地蔵堂本堂の南に有り、九尺四方東向、この左杉の林の裏に墓所あり、松平因州の墓あり、碑高さ壹丈斗り、臺石二重にて四方に石の駒寄あり、扉に梅鉢の紋を彫れる、石の燈籠一基をたつ、當寺開基大興院殿前因州大守傑傳宗英大居士、慶長八癸卯年八月十四日と彫りたり、西の方麦の烟を二三十間行きて高き杉八九本立ちし下に古墳あり、土人御所卵塔と云ふ、寺僧も同じく唱へて、五輪の石いと古く角々欠損し、高さは六尺斗り、臺石え二行に永仙院殿系山堯公大和尚と彫り、左の方に晴氏と二字あり、官領基氏の後裔にして同州古河に居住し公方といふ、鎌倉九代記等に委しければのせず、同じ町並の先に実臺寺と云ふ日蓮宗の寺あり、法清山と云ふ、中山の末茅屋にて、三間に五間斗り戸を鎖したり、この向に恵比須（蛭子）大明神宮の宮居あり、拝殿五間に三間西向、本社二間に四方、像丈二尺五寸斗り、社司田部山城と云ふ、唯一にして別当なし、少し先に實相寺と云ふ寺あり、大門の右に臺石とも壹丈五尺斗りなる石を建て正面に題目を彫り、左に寶樹山實相寺とあり、表門両様作り、柱間九尺菊花獅子の彫物あり、瓦葺き柱間九尺、中山法華經寺の末なり、開山は法宣院日英といふ、開基は領主久世家なり、本堂七間四面西向、祖師二尺五寸、十界勸請の像なり、寺傳に云ふ、この寺はここより一里餘北に當る湖と云ふ處にありしが、土地あしければ領主築田河内守のとき、長録元年ここへ移したり、其後関宿の鬼門に當りける寺なれば或僧の來たりて授けしを五石の地と替えて、今は残し置き、五石の地を付けたり、また五香湯と云ふ薬を出せり、三十六味なり、第一婦人に効能多し、この伝来は湖村にありし時貧地なれば或僧の來たりて授けしを五石の地と替えて、今は此より出せると、近来まで堂塔大破なりしが、今の住持普請して取立たり、總躰瓦葺きにて奇麗に掃除などとどきて、これまでもみし内には、この寺には田舎の様もなし、除地は六百歩あり、境内北に杉の大木あり、その外桐杉を植えて修理の料に備ふと、

鐘堂は門内右にあり、円径二尺二寸なり、銘は寛文十二壬子五月住寺尊光院日受誌、元録十二年四月八日に鑄直したるなり、此の寺の並びに不動堂あり西向二間四面向背作り、廻り縁あり、石階五級森の裏なり、左りに壁屋あり、五間に二間半の家なり、石の佛五躯を安ず、向ふに大龍寺と云ふ寺あり、龜見山と号す、淨土宗にて旦那長井戸村廣覺寺末なり、境内間口二十五間、奥行六十間、本堂は五間四面鍛^レ作り東向、本尊阿弥陀如來を安置す、開山は江戸下谷幡隨院上人にて、開基は詳らかならず、三代ほど前の城主の北金の觀音を帰依せし時なぞは施物多くありしが、今は貧地となれりども寺に、釘ぬきの名号にて安産の守驗あり、古野州宇津宮の民に三口善八といふものありしに、妾懷妊しければ、本妻嫉妬甚だしく、産る子を害せんと呪ひ、人形を作り、釘を打ちしゆへ、妾はここち悪しくなり、病の床に臥しぬ、医薬の功なれば、兼ねて高徳の聞こへし此の寺の幡隨院上人に願ひて、名号を戴き信心せしかば病も時を経て平癒し、月満ちて男子を安々と産みたり、赤子の手に釘を握りてありしかば、産婆初め驚、本妻の妬心にて打ちし釘に疑べくもあらざれば人々奇依の思ひをなしぬ、上人の高徳と頗れしかば猶も安産の利益著しくて、近村に限らず産婦は御名号を請くと云ふ、長さ一寸ばかりにかかりにかれし六字名号なり、これ寺寶の一つとぞ、十三年前細川越中守の女（名秦姫）京都一條関白殿の室となられしが帰依せられて多く施物ありしも失ひ給ふければ稀になりぬと、觀音堂二間半四面大悲殿の額をかく、梅檀林蓮喬守玄恭書とあり、四国六十九番讚州觀音寺の写しなり、地蔵堂壹間四方斗り、ここに住僧老僧にて寺の傳へなぞ語り聞かせたる、いと珠縁にぞ思ひぬ、寺を出れば町の末にして畠道なり、向ひを二里ばかりに行ば方珠はなと云ふ處へいたり、西へ行く十丁ばかりにして元町へ出づ、堺（境）の町はいささか賑はひぬと聞きしかば、みまほしく左へ田を廻り、寶相寺の裏をみて、三四丁行ば右に堤有り、直路は臺町上之内城の前東西の

通りの先へ出づ、この所は新町と云ふ、小名は納谷と呼ぶ、木戸あり、先は小名大工町といふ、民家七八軒あり、左に不動尊堂を建つ、二間に二間半小坂を左へ折れて堤へ登る、右左田畠にして東西へ通り、十丁斗り行きて、堺の渡し場へ出づ、この川を坂東太郎と云ふ利根川にして、直に銚子へ落ちる、渺茫として眺望よし、巽に筑波を見やり形状あざやかに分りて、江戸行く十三里もあるべしと、日光・赤城・妙義・榛名の山々をみやり、川端の茅屋に（平次郎と云ふ）腰かけてしばしは休らふえ三里半、下妻え三里半、筑波へ三里六口間とはいへど、山路向は境町にて家数五十軒余、江戸町よりは小、よきかたと云ふ、関宿の領地にて日光（結城への）海道あり、古河へ三里、結城え六里半、渡し守の来たりて、向の町え行て見給へ、船に乗れども、未の比にもなりぬれば越路をもとめ、城の裏つの通り東の臺町は見のこせしまは、光岳寺と云ふ寺に入りぬ、表の口は城に並びてあり、少し行て右へ折れ町にそひて通り並木あり、裏門は町の東同じ並びにあり、除地壹万坪ばかり、天機山と号し、浄土宗、本堂茅葺十間四方、西向、本尊阿弥陀慈覚大師一刀三禮の作、丈三尺三寸を安置す、客殿は開け、庫裡も廣けれど古きままなり、鐘堂門なぞ普請にて、鐘は下してあり、承應四年に鑄せし銘なり、文化十年十二月十五日鑄直し當寺十六世規成代なり、開基松平因幡守康光の創建し給ひ、導蓮社玄誉を開祖とせられたり、住持は老たる質朴のものにて、余が寺傳を委しく尋るを歛び、宝物の物語りしけり、傳通院殿の御髪の地蔵八九分呂宋の御茶入建盏天目権朱の御香合三つ組の御盆陳良貴の画幅等なり、近き比四代づきて住職出奔し、寺を破却せしを漸く今の老僧取り立てしと言ふ、権朱の御香合は見えずなりにきと伺うも、神君の御品なり、手本に有まま画幅を見せんとて出しけり、開き見るに下に三四の鹿向かひあひて左

の上より岩に□のかかれり、左の上に落款あり、上瓊萬木陳良
貴写とあり、印を押し、筆勢工を尽くし、細密にて著色あり、
絹處々損じ、あたらしき紙表装みなれて見るに忍びず、住持云
く、上より御寄附之御品故、御手入れあらば格別みごとなれど、
領主毎々修復申し入れ候得共うけかわすと裏に十世良譽図像、
延享三年丙戌三月仮に表具し置くと書付たり、思ふに如此珍し
き御品は表装なさるとはよもあるまじけれど、御綿なんどの切
なるままとりて置しが軸の牙の幸いにのこれり、また一巻の縁
起を書しければ写しぬ。

光岳寺由緒下總州桜井庄関宿天機山は從五位下松平因幡守菅原朝臣康光の創建導蓮社玄誉上人の開祖として淨宗敷教の勝地道俗攝化の靈場なり、始め弘經寺と号し、後傳通院光岳寺と改むこと淳乎して故ある哉、伏して來由を按するに前因州康光朝臣は恭、東照神君御同母別父の御連枝たるを以つて御母堂の尊号を称するも却而御追孝によれるか、仰傳通院殿と申し奉るは、水野左衛門大夫忠政の女留妃三州贈亜相廣忠郷え嫁して一男を誕生し玉ふ、御童名竹千代君則東照宮是なり、後故ありて久松佐渡守は御再縁重ねて三男を出産す、一は當時松平因州の家、二は豊州の家、三は隱州の家、御子孫連綿として繁昌す、江府爾るに、神君天正庚寅小田原御大功在し大閣の命に依り、江府御入國至程大小名拝賀の後旧功の諸家封録を賜ふ中に於いては、因州の總州関宿の動地狭小なりと云へば、長録年中以來築田某居城として、一族此に安堵する事百三十餘年、仍而予彼地の豊饒を知る、殊には江戸の藩城たり故に貴邊を彼こに居城せば、江戸大幸たらん、因州謹みて拝承し同年九月入部、翌年の春参り候。神君に拝謁し言上、御先祖大光院殿以来、三州御七代別して浄土宗御信仰ありし故に御餘光は永く御子孫に及んで、當時御家門御類葉の繁栄日を追つて古今に超越せり、是併公御若年より屡の軍功も偏に宗門御帰依の徳により、諸尊の擁護頃日称嘆し上る、故に、康光も一宗を經營一つは先祖え追孝、

二つには母君え現当御孝養、三には子孫の供福を祈り得た康光^マが生死の覚悟にと存じ候、聽許を伺ふのみ、時に神君贊して云々、善哉夫れ武門の肝要是生死を知るを以つて良将とし、知らざるを以つて愚将とす、故に古今死に倍る恥辱を子孫に及ぼし惑ふは拙き死を遂ぐも、生死を誤故に不覺の名を後代に留む、是れ知ると知らざるとに依れり、夫れ軍門には必死の思ひを成すべし、故に予若冠の昔より、戦場の門出には、知識を請し十念を受け、知識なき時は本尊に向かひ十念を唱へ出陣す、故に今日に至まで、不覺を取らざるも自身の覚悟のみに非ず、冥の加護によりれり、是則死を知る故に生を知り、生を知る故に死を忘れず、故に淨宗に帰して念死念佛安心一も誤る事なし、是等の教は偏に登誉^(三州大樹寺)の教化に依る故なり、同州幸に仏門に入り、康光^マの念願惑する餘りあり、早く其功を成すべしとの鉤命因州謹みて云く、公の餘徳に依らざれば康光郷は、所願を果さんと禮譲し、曾到増上寺団師に見えて、神君教示の旨を述べ殊には国師云く、貴公宗門御信仰により、起立塔造の願望に達大法を弘通せしは飯沼寿亀山玄誉天機最も法器たり、早く此僧を請して其動作を成し玉^マへと、法話時を移さず因州大に信受し康光久しく玄誉の徳風を慕ふ、今日幸ひに国師の教により、大法器を得たりと江府を辞して、関城に還り郭中に靈地を啓創し殿堂門口造営し、直ちに書翰を投飯沼玄誉を請ひ上人は兼て団師の命により、殊に檀主と昔日の約あるを以つて辞するに難く、錫を飛ばして城主に謁し、寺門奥立の徳功を称嘆し、則ち師の法諱を呼んで、天機山と名づけ、寺号は飯沼の餘風に比して、弘經寺と称し本尊を安置して莊嚴供養を奉り大法会を設く、城主感悦浅からず、重ねて供佛施僧の料二百石の地を寄附し、子供に及んで永く当寺の大檀越たらんと誓約ありし、曾て當城に一社を造営し、正八幡を勧請し上り、本地弥陀の像を安座し上る、是則本迹一致にして、當城鎮護精舍長久の祈求により尔るに玄誉は寿亀山當山法幢三夏慶長二年の秋淨土論注

講談す、則所造の證得往生致今現に在り、同六丑春當山を弟子真譽良公上人に附与し再び寿亀山に還り、同年三月八日に遷化す、同七〇度五月神君の命により因州の嫡男甲斐守忠良朝臣と良公師と山州伏見の城に趣かれ、母君の御老躰を伺はしむ、此度御母公御不例日を追つて重らせ玉^マひ、今年八月廿九日御遊神御寿七十五、時に真譽御終焉の儀を教勤し上る、御遺體に供奉し式場縁山へ著、御向して、小石川に御葬儀御火葬、御導師普光觀智圓師なり、御法号傳通院殿蓉譽光岳智光大禪尼と授け上る、尔るに星霜良連り正保元申歳無童山叡譽上人御荼毘所を改め光岳智光の尊号を称し、両寺に分ちて當堂舎備りて無童山の叢林は兼て母君孝養にあつ故の御位牌を建て、孝養の冥福を祈末たるなり、曾て御法事中鉤命により良公師出勤あり、後因州朝臣真譽と共に、神君に拝謁して御口^マ中を窺ひ^マ康光^マ經営の寺号は、飯沼・結城・大鹿の三所にして混ず、向後改めて傳通院光岳寺と称し望みに任せ中陰法要執行すべし。御佛間に入り、自ら御位牌を抱き玉ひ、因州に授けて言ふ。頃日法要の中造営り奉らむ、神君の亡母君の法諱は國師傳通精舎の号を用ひて院号とす、仍而遺骨を波山に納め靈廟を建つ、尔るに因州所建の寺号は、飯沼・結城・大鹿の三所にして混ず、向後改めて傳通院光岳寺と称し望みに任せ中陰法要執行すべし。御佛間に入り、自ら御位牌を抱き玉ひ、因州に授けて言ふ。頃日法要の中造営せしめ、関城の精舎に安置せんと予が微志は因州の願ひに叶ふ而も母公の守り地蔵尊一躯並びに御歯骨共に彼寺へ納むの嚴命、因州忝く拝受し肝心衣を沾し、神君座して真譽に命じて御母公の葬儀數箇の功勞最浅からず、満足せりと御茶入建蓋天目名代として、呂宋御茶臺椎未御香合進献し玉^マふ、御法要結願の三組御盃陳良貴鹿絵御掛物御茶臺拝領し奉り、当寺宝物として旨則上聞に達す、而して翌年八月十四日大檀越康光^マ朝臣卒去し今にあり、而して各閑宿に還り七日御法会敬日に至り、神君御名代として、呂宋御茶臺椎未御香合進献し玉^マふ、御法要結願の三組御盃陳良貴鹿絵御掛物御茶臺拝領し奉り、当寺宝物として旨則上聞に達す、而して翌年八月十四日大檀越康光^マ朝臣卒去し玉^マふ。宗寧禪寺に葬ふ、法号大奧院殿傑傳宗英大居士と称するを経て、甲斐守忠良朝臣家督相続是れ併前の因州旧功の故と、専ら御追考ありて、淨宗御帰伏御信心浅からざるも、寔に以て御子孫繁栄衆民豊楽精舎長久の基ひなるを乎。此一養今般依當

松平因幡守殿熱望考當院旧記御年譜三州大樹寺落穂集甲陽軍
艦更評決傳説里諺等真偽贈因州家。

時維宝曆壬申年

總州関宿先岳山第一主
淨榮沙門願譽欽誌

町の南側に香取神社あり、拝殿十間に三間斗り、本社は口尺四方、北向、石階三段あり、石の鳥居柱間二間、香取社の額あり、社の東に天王の小祠あり、別當は神宮寺と云ふ小庵東向き、鳥居の西にあり、昌福寺の末なり、ここより越路えとかかりて行人河岸え帰りしは黄昏にぞなりぬ、人々は門に立ちいて又はもどりて壱時あまりも余を待ち道にも迷ふらんとあんじけりと云ふ、夕餉をなし、湯に入りていしに、隣の鈴木平左衛門と云ふ者來りて、主人の留守なれば土地の咄なんとせむと云ふも、今日は時夜船にてはや船も出ればそこそこに支度せり、鶴印餌鉢の粉など家門とにせよどもらひ、堺屋弥治右衛門と云ふ船宿の前より船に乗りぬ、人々もいとねもごろに送り来りて別れぬ。関宿より江戸小網町まで、船路十八里にして、川にかかる宿駅渡し場の名は、元町・金の井・法師華（宝珠花）・江和奈（岩名）・野田・流山・松戸・市川・酒原渡・湊渡・今井・新川入口・三角栗・船戸・小松川新田・中川御番所を越えて大川に至る。船の長さ四間半とわかるべし、がんぶりと云ふ油樽・傘・檻の材木などを載せたり、私は船主の隣よりたのみで載りてければ、上の狭き所え独りいておのがままに起臥せり、追々来たるものはうち変りて居りしめたり、中に女子四人三歳ばかりの男子に僕三人を連れてのれり、こわ遠州掛川の家土の妻にて、江戸の塵に十日あまり留り、日光の御宮へ参じ帰りなると、さまで旅の疲れも見えず、道すがらのことなど、日々に語らひ講しく、江戸の女なんどの隣家へ遊びに來たりしごとくにて、遠き國の人には心のほど強く、はるばる故郷を離れてうさ□も顕

はれぬは丈夫にと増れりと思ひぬ、船人は老人して苦など襲ひ、こぎ出せしかば、浪の船にかかるる音物さびしく、寝ても心安らざれば、傍らに入れてくれよとたのみしまま意に任せぬ、是は江戸の本郷え行く商人なりと云ふ、是よりはやすらぬ思いなし、ねもせで横なる木に倚りていしが、しら浪のかかるためしも聞きしかば、独りにて心細く、折から小船に明かりをともし、酒肴菓子など商に來たれり、これは淀の渡りの食わんかといふも思ひやりてをかしく、人々も夜のさみしきまま酒肴を買ふて醉をなし、余も菓子を求めてなぐさみけれど、夜のふくるにしやがひ多くの人もねむりて静かになるに従ひ、艤の音は耳に絶ゆず、幽に鐘の聲聞こえければ、風橋夜泊もかくやとて、なみ枕いとどうきねの凄じきにふくる夜つげて鐘ひびくなり、時移りて松戸をも過ぎぬるに、ほのぼのと明け渡りぬれば、苦をひらきて見るに草木生じ岸の広く外に船もなく、在明月の残れるのみ也。夢のさめしごとく国府臺を過ぎるころ、旭日^{アサヒ}の登りて赤壁をふりさけ見れば、数十丈の上に木立老繁り^{アマミツリ}、古戦場の様今もめざましく、眇眇浜河の彼方を小船に棹さし、村の童子の遊べるとかと思ひしが、とく來たりぬれば二人の女子なり、言多にいわず、こなたの船につなぎて酒肴団子など商ふ、乗りいし者も餓ぬれば、あらそひて求め飲食なし余も団子を求め食ぬ、市川御関所・行徳・今井をも下りて、新川の岸につけて小川屋儀右衛門と云ふ家に入りて朝餉せるに、巳の下りにぞなりにけり、たつと云ふ魚を餉にしたり、初めて味ひしかばよろしからず思ひぬ、主人の云ふ今日は大君の成らせられしまま、中川御番所は通すまじければ、小船に乗りて建川を下り両国へいたりぬべしと云ふ人と共にまかせて、行きぬれば、こみ合て危きま之余はこの船のこぎ行るるまで乗りて、陸に上りぬべしといらい、庄左衛門方へつつがなく、ここまで來たりし事を文に書き

付けて、未だにわが家にいる心地して、梶枕長き船路に浪風もなしと云て、船人にたのみやりて大なる船に余独りのりて心静かに四方を見やり、中川にいたりぬるに通ることならざれば、右え折れて、逆井のこなたにて船を留て、船路の明るをまちぬるに、いつと云ふ限りもなければ、向の岸より棹さす小船を呼びてのりたり、されば逆井より堅川を下り、両国の古柳橋にぞつきぬ、廿八日の午の下りにぞありつれ、漸にて聞に、大君は王子筋え、内府の君は浜の御殿え成らせ給ふとなん、こは若葉の小くらき窓の下に眠れる夢にぞありけり。あたりを見廻せば、机の上には南華經の初ぞ開きて有りける。

あとがき

一 この（勢紀屋登の紀行）は国会図書館で所蔵している紀行文書で、幸手市の古文書研究会の方より、コピーを戴いたものであり、書かれた時代は文政十三年閏三月とある（年表によると、文化十三年はなく、天保元年とあり閏月は三月である。西暦一八三〇年に当る）。

二 著者は関宿に縁りある者（薄井氏）とだけあり、氏名は不詳である。

三

十九世紀前期頃の、関宿の城下の様子並びに、寺社について詳しく書かれていて、当時の関宿の姿をよく知ることが出来る、貴重な資料である。

文中難解箇所は□で表記した。

内町については諸説があるが、ここでは嘗て禪宗（曹洞宗）の總本山總寧寺（現市川市国府台）の境内を居住地とする者達が寺内町と称し總寧寺が国府台へ移つてからは、寺の字をとり内町と呼ぶようになつたと傳えられている。

（はやし・たもつ 郷土史家）

五四